

千葉シティ5BEACH 観光PR大使活動費徴収基準

(目的)

- 1 この基準は、千葉シティ5BEACH（ファイブビーチ）観光PR大使（アンバサダー）（以下「観光PR大使」という）の派遣を希望する者から徴収する活動費用について定めるものとする。

(活動費用の内容)

- 2 活動費用は、観光PR大使に支払う報酬、旅費（以下「報酬等」という）、台本・随行料とする。報酬等の金額については、「千葉シティ5BEACH 観光PR大使報酬支払基準」及び「千葉シティ5BEACH 観光PR大使旅費支払基準」に基づき算出する。

(台本・随行料の詳細)

3 台本・随行料

- (1) 台本不要・随行不要・・・0円。※観光PR大使派遣のみ
- (2) 台本必要・随行不要・・・5,000円。※観光PR大使派遣＋イベントでのPR内容準備
- (3) 台本不要・随行必要・・・15,000円。※観光PR大使派遣＋随行者が大使に同行しPR補助等実施
- (4) 台本必要・随行必要・・・20,000円。※観光PR大使派遣＋イベントでのPR内容準備＋随行者が大使に同行しPR補助等実施

「台本」・・・イベント当日、観光PR大使が担当する業務の台本

「随行」・・・観光PR大使とともに当日イベント会場に同行し、PR補助等を実施

(徴収の対象)

4 徴収対象は、次に定める観光PRに関する活動とする。

(1) 観光PR大使の派遣が決定した市内外のイベント活動

(2) パンフレット等への写真・モデル活動

(3) その他、千葉市観光協会が活動費用の徴収を決定した活動

(その他)

5 その他必要な事項は、公益社団法人千葉市観光協会が適宜決定する。

附則

平成29年7月 1日 施 行

平成30年7月 4日 一部改訂施行